の我が国における

会計監査制度

とくに証券取引法による 公認会計士の監査制度について――

清

村

し が

は

監査基準・監査実施準則の発表 証券取引法 公認会計士法の誕生 (第百九十三条の二)

(本号掲載

(次号掲載

第五次監查

今後の問題

第三次監查

次年度監查 初年度監查

第四次監查

を説明するに当り、上記目次の示す如く。 前号に於ては「戦後の我が国における会計監査制度」の概要

に一体公認会計士の業務は何か。その公認会計士となる為には たが、何故戦後の我が国に公認会計士が必要となったのか。次 如何なる試験に合格しなければならないのか。また、その試験 先ず第一に、昭和二十三年七月、「公認会計士法」が誕生し

式で発表したのであるが、然らば、この「監査基準」が何故設 の現在までの概況を述べたのである。 定されたか及びその体系を述べ、次に「監査実施準則」の設定 審議会は、「監査基準」及び「監査実施準則」を中間報告の形 次に第二に、昭和二十五年九月、経済安定本部企業会計基準

文に基く「監査証明規則」が、証券取引委員会規則として公布 より「第百九十三条の二」が新設されたのであり、では一体如 何なる条文であるかを述べ、次に、昭和二十六年三月、この条 理由及びその内容を簡単に述べたのである。 第三には、昭和二十五年三月、「証券取引法」の一部改正

(以上前号)

初年度監査

されたが、この規則は如何なるものかを述べたのである。

的としての規定であり、詳言すれば、証券取引法の規定により 正に表示しているか否かについての監査を目的としての規定で 会社の公表する財務諸表が、会社の経営成績及び財政状態を適 今迄述べてきた監査証明規則は「正規の財務諸表監査」を目

戦後の我が国における会計監査制度

ある。

査」)に関する規定ができたのである。 を対しては実施されたことがなかったので、証券取引に我が国においては実施されたことがなかったので、証券取引に我が国においては実施されたことがなかったので、証券取引に我が国においては実施されたことがなかったので、証券取引に我が国においては実施されたことがなかったので、証券取引に我が国においら、このような正規の財務諸表監査は、何せ今迄

諸表監査」すなわち「監査証明規則」を実施するの困難な(註) 早稲田大学教授佐藤孝一博士は、直ちに「正規の財務

① 先ず何分にも、それが我が国における劃期的な制度で理由として、次のように列擧されている。

あること。

◎ 従って被監査会社側においても、これが前提条件たる

③ 公認会計士側においても經驗及び人員が不足している

⑤ 監査に対する社会認識の低調な我が国では将金問題に④ 更に又多数の会社の決算日が重なり合っていること。

佐藤孝一著「現代監査論」一〇八頁いても簡單に処理できないこと等々。

そこでこれらの問題を急速に解決せねばならなくなつたので

正参取引委員会は、会計監査基準懇談会(註一)を設置し、各 関係方面の意見を聴取することとなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取することとなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取することとなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取するととなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取するととなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取するととなり、この懇談会の会議が、 関係方面の意見を聴取する場別がであるが、このうち前者は、こ の懇談会から証券取引委員会へ建議されたのが、「会計制度監査準 則」(註二)であり、また同準則附録として発表されたのが、 同委員会では、各準 則を始んどそのまま取り入れて公表したのが、前述した「初度 監査実施要領」(昭和二十六年証総第百九十九号通ちょう)で あって、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あって、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あった、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あった、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あった、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あった、初度監査に関する規定は後述するように主としてこの あった、初度監査とととなったのである。

(註一) 「会計監查基準懇談会」

審議会事務局が傍聽者としてこれに参加した。 会(委員十名)經済安定本部企業会計基準 会(委員十名)經済安定本部企業会計基準審議会(委員三会(委員十名)經済安定本部企業会計基準審議会(委員三会 (委員十名)経済安定本部企業会計基準審議会(委員三年)

これは、前記会計監査基準懇談会が昭和二十六年七月、註二) 「会計制度監査準則」

度監査の細かい内容や手続について説明を必要とするので

お か するが、その監査の目的を、 中間報告の形式で発表したものであって、 会計組織・会計処理・内部けん制組織などの檢査に重点が 諸表監査にまでは及ばないのであって、会社の内部機構 の檢査におかれていることである。このため、 查 れるのであり、またその結果、 |の手続・内容・あり方等を説明しているもので 初度監査に於ては、監査の範囲、手続を簡略に 企業の会計制度の整備・運用 実査、確認、 これには、 正規の財務 照合(外 初度

との質問書については、岩田教授論文(「内部統制質問書」調査し、その適否を檢討する場合に使用されるものであるの初度監査において、公認会計士が会社の内部統制組織をしたものであり、この質問書は、製造工業を營む株式会社これも、前記会計監査基準懇談会が中間報告の形式で公表これも、前記会計監査基準懇談会が中間報告の形式で公表

部関係者との書類の)などのような手続は省略される。

「内部統制の質問書」

第七一初度監査における監査報告書への記載要領について第七一初度監査における監査証明の要領についての規定の規定を表示の表別である。 「初度監査実施要領」(第六――第十)

七年二月を参照されたい。

関する注意事項)雑誌、

監査、第三卷第一号、

昭和二十

戦後の我が国における会計監査制度第九―初度監査における監査概要書の提出についての規定第八―初度監査における監査手続についての規定

計制度監査準則」の序言には、次のように示されている。このような監査を実施することとなった理由について、第十一監査概要書の記載事項についての規定

るってその準備に慎重なる考慮を払わなければならない。 もってその準備に慎重なる考慮を払わなければならない。 もってその準備に慎重なる考慮を払わなければならない。 能査人もまたこれが会社経理におよぼす重大な影響に鑑み、前 監査人もまたこれが会社経理におよぼす重大な影響に鑑み、前 監査人もまたこれが会社経理におよぼす重大な影響に鑑み、前 といっても過言ではない。従って依頼人は、監査の実施を容易な らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備にでとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備につとめるとともに、 らしめるため及ぶかぎり受入体制の整備にでした。 の監査人もまたこれが会社経理におよぼす重大な影響に鑑み、前 とってその準備に慎重なる考慮を払わなければならない。

とっても過大な負担となる虞れなしとしない。とっても過大な負担となる虞れなしとしない。
とっても過大な負担となる虞れなしとしない。
とっても過大な負担となる虞れなしとしない。
とっても過大な負担となる虞れなしとしない。
とっても過大な負担となる虞れなしとしない。
とっても過大な負担となる虞れなしとしない。

監査計画設定に必要な諸条件の調査検討に、その範囲を限定すを行うにとどめるのが適当である。すなわち初度監査にかぎり、これを次年度以降に延期し、初年度においては、予備的な監査かくて、及ぶかぎり無用な摩擦を避けるため、正規の監査は

戦後の我が国における会計監査制度

の監査を実施するに先立ち、会社をしてその受入体制を整備充 ることこれである。この種の措置を講ずるゆえんは、専ら正規

実せしめるとともに、公認会計士に対し、会社の実情に接する ならない。」 機会をあたえて、 合理的な監査計画設定の便を図るためにほか

うな監査を行うことができることとなったのである。 以上のような理由からして、初年度監査においては、 次のよ

分を行うものであり、更に、新しく被監査会社となった場合に しかして、この会計制度監査は、正規の財務諸表監査の一部

ら正規の財務諸表監査を実施しても差し支えない。 会計制度監査の構想については「会計制度監査準則」

は、先ず最初に常に実施されるものである。また勿論、

初めか

嚴教授の左記論文を参照されたい。 及び「内部統制の質問書」の起草に當られた一橋大学岩田

初度監査について」産業經理、 第一一卷第七号 (昭和二

十六年七月号

会計制度監査の構想」

橋論叢、

第二六卷第六号

昭和

二十六年十二月号)

次に「初度監査」の概要を述べよう。

初度監査の基本方針

的

するために行うこと。 被監査会社の会計制度につき、当該公認会計士の意見を表明 (初度監査実施要領第六、第一号

> 整備を期待するのであって、不備や欠点がある場合には、その 明ということは、ただ単に、 表明することが目的であるが、この会計制度についての意見表 初度監査は、財務諸表の基礎となる会計制度について意見 制度批判のみでなく、 制度の改善

合理的な改善を勧告し、また指導すべきである。 原則として被監査会社の会計制度の整備及び運用の状況の (2)監 查 囲

すなわち、正規の財務諸表監査には及ばないのである。 (3)監査すべき事項

査にとどめること。

(初度監査実施要領第六、第二号)

せる岩田教授の論文によれば、これを次の三つのグループに要 おいて分からへまで六事項に分けられているけれども、 監査すべき事項については、 初度監查実施要領第六、第三号

17

約されている。

(a) 会社の内部事情(初度監査実施要領第六、第三号の)

(c) (b) 領第六、第三号の及び三 会計記帳、 損益及び原価に関する計算処理の原則及び手続(右同要 第三号印制及びへ) 内部けん制及び内部監査の組織 (右同要領

目的は、 ため調査検討すべき事項であり、従って会計制度監査の主要な ければならないのは、心であって、 これら三つのグループの監査事項のうち、最も重点をおかな 内部統制組織の監査にあるといえるであろう。 (a)及び(b)は(c)の事項を知る

はいい。 場合の意味である。一般には、もっと広義に解釈されている場とにいう「内部統制組織」というのは、監査の見地からのここにいう「内部統制組織」というのは、監査の見地からの

を参照されたい。(註)「内部統制組織」については、左記著書、論文、その他

佐藤孝一者「内部統制を中心とする会計制度の要点」

若田 殿「内部統制とは何ぞや」産業経理、昭和二六年十

第十一

第十号

同「内部統制の実施に関する手続要領」通商産業省企業局「企業における内部統制の大綱」

関西経済連合会「内部統制組織に関する研究」古川栄一著「内部統制組織」

(4) 監査手続

手続に及ばないこと。(初度監査実施要領第六、第四号)る帳簿の試査に限定し、資産の実査、債権債務の確認等の監査の閲覧、職員等に対する質問、現場の視察、証ひょう書類によ監査の手続は(監査すべき事項を確かめるための)関係書類

会計制度監査の実施要領

(1)

査人の

ること。(初度監査実施要領第六、第五号) 監査人が監査に使用する補助者は、一名を超えないものとす

一名を基準とするものであって、監査責任者は、公認会計士ですなわち、監査人は、公認会計士一名及び補助者一名、合計

戦後の我が国における会計監査制度

い。、個々の監査契約によって人数を増加することはかまわながら、個々の監査契約によって人数を増加することはかまわなあり、補助者も、公認会計士か会計士補が望ましい。しかしな

これらに関しては、初度監査実施要領第六、第六号より第九② 監査の区分と監査の日数

先ず、監査を、実施する時期の順序に従って、次の三種に区号までに規定している。

(a) 基礎調查、(b) 期中監查、(c) 期末監查

分した。

これに関係ある会社の内部事情を調査するとともに、会社の定基礎調査においては、被監査会社の会計制度の整備状況及び(a) 基 礎 調 査

時期(大体三ケ月目)に、原則として本店で、七日以内の期間って、この調査は、事業年度開始後の経理事務の比較的閑散なめられた基準に照合して、適当かどうかの検査を行うものであめる会計制度が、会社の現状に鑑み、且つ一般に公正妥当と認

に連続して実施する。

次に、この基礎調査の監査手続については、初度監査実施要次に、この基礎調査の監査手続については、初度監査会社の手数監査会社に対して提出を要求する諸資料は、被監査会社の手数額第八、第一号に仍からいまで規定しており、公認会計士が被領が、第一号にのからいまで規定しており、公認会計士が被領が、第一号にのからいまで規定しており、公認会計士が被

会社の概況に関する事項の調査

一七

二八

(四) 会計組織に関する事項の調査

(1) 原価計算に関する事項の調査(1) 会計処理に関する事項の調査

め 内部けん制組織に関する事項の調

査

録による試査、

または、

監査計画書

(註二)、監査報告書、 監計算突合等による帳簿記

する質問、証ひょう突合、帳簿突合、

これらの監査をなす手続としては、

現場の視察、

担当者に対

されらの調査をなす手続としては、経理規程 の前監査組織に関する事項の調査

内部統制の質問書」(会計制度調査会中間報告)が用いられれるのであるが、内部統制組織の調査については、前 掲 せる「内部統制の質問書」(会計制度調査会中間報告)が用いられ

の期中監査

て、この監査は、基礎調査実施後適当な時期を選んで、一月にところに従って運用されているかどうかを監査するものであっ程の定めるところに従い、且つ、基礎調査によって確められた期中監査においては、被監査会社の会計制度が会社の経理規

領第八第二号のから臼までに規定して明らかであるように、次に、この期中監査の監査手続については、初度監査実施要

つき二日以内連続して四回以内、すなわち八日間以内に実施す

四 内部けん制組織の運用の監査

会計組織の運用狀況の監査

い 重要取引の会計処理の妥賞性の監査

內部監

查

の運用狀況の監査

整理及財務諸表の作成等に関する手続が、会社の経理規程に定期末監査においては、被監査会社の決算における帳簿の集計で、期末、監、査

(註1) その他

領第八、第三号のからいまでに規定して明らかであるように、領第八、第三号のからいまでに規定して行われているかどうかを監査するものであって、この監査して行われているかどうかを監査するものであって、この監査いて、七日以内の日数をもって本店で行う。

※いて、七日以内の日数をもって本店で行う。

※いて、七日以内の日数をもって本店で行う。

このように、期末監査の手続は、(ハ) 財務諸表の照合 明 期末決算整理の適否

主として照合によって行わ

修正試算表の照合

二十二日を超えないものと限定したが、これは①の監査人の数監査の日数を述べたわけであるが、監査日数については、合計大体以上で、監査(初年度)の区分及び夫々の監査手続及びれる。

被監査会社の強い要望で定まったのであり、これまた

被監査会社との個々の監査契約によって日数を増加することは

「経理規程」((Private) Accouting Manual)

の運管を合理化し、 及び迅速化を図り、 れは、 (は事務規程であり、企業内の会計処理の統一化、 企業が自己の会計経理に関して設定する会社内規 それに基準を与える効果がある。 公認会計士監査を容易にし、内部監査 確実化

ら留意しなければならない。 基準との調整を図り、 定するには、 算統制、 ③金錢会計、 (証取)を十分考慮し、 経理規程の構成は、多くは①総則、②帳簿及び勘定組 8内部監査の各般に亘るものであるが、これを設 企業会計原則、財務諸表準則、財務諸表規則 ④物品会計、⑤財務会計、 しかも當該事業の特質に適合するよ 内部けん制組織を織り込み、 ⑥原価計算、 監査 ⑦ 織

青木茂男 「監査と経理規程」監査、第一卷第八号、 五年十二月。この論文を参照されたい。 昭和二

監查計画書」(Audit Program)

ために、 各員のなすべき事務の範囲を明示し、その責任を限定する れるように、 れば、 監査 監査手順書、 の手順 監査の実施に當り、監査事務の段取りをつけ 監査予定表、監査目錄などとも呼ば 順 、序に関する計画を記載した 一覽表

な 10 戦後の我が国における会計監査制度 監 查計 画 については、 左記論文を参照された で

/ある。

5

佐藤孝 「監査計画につ 5 て」監査、 第二卷第九号、 昭 和

山野井房一郎「監査計画と監査計画書」右 田島四郎 「監査計画書について」 右 同 右 同

(註三) これは、 「監査調書」(Audit Working Paper) 監査人が監査実施に當り、その報告書作成 0

ため

查 る書類或は計算書をいい、 の資料として自ら作成し、 「手続書」とか呼ばれていたものであるが、 従來「監査執務書」とか、 又は被監査会社その他より得た 前述した安本 一監

に合理的に行うかに直結するといわれる。なお、 ح. これを如何に速に効果的に作成するかは、 の監査調書は、 監査実施上極めて重要なものであるか 監査を如何

「監査基準」では「監査調書」といっている。

社の重要事項に亘るものであるから、監査人は愼重に整理

これは会

てはならない。 保存し、 なお、 依賴人の許可なく他人にその全部又は一部を示し 「監査調書」については、 左記論文を参照された

「監査調書について」監査、

第一卷第八号、

昭和二五年十二月

同

野本悌之助

昭和二六年十二月

・監査調書の内容について」第二卷第一一号、

戦後の我が国における会計監査制度

変辺義能『ラオーキングンートこ対する所感』副 久保田膏二郎「監査調書生成の理論」同

有

「ウォーキングシートに対する所感」同
右

(3) 監査報告書

前述せる監査証明規則第二条の「法(証券取引法)第百九十前述せる監査証明規則第二条の「法(証券取引法)第百九十前、被監査会社の採用する会計制度に関する意見を、監査報告書により明瞭にして、しかも簡潔に記載しなければならないのが、被監査会社の採用する会計制度に関する意見を、監査証明ものとする」との規定により、初度監査においても、監査証明ものとする」との規定により、初度監査においても、監査証明ものとする」との規定により、初度監査に関する意見を、監査証明を記述されている。

注)「監査報告書」(Auditor's Report, Audit Report) これは、監査人が実施した監査の概要及び企業の会計処理 立びに財務諸表に関する意見を簡潔明瞭に記載する書式で監査人報告書、或は会計士報告 書という。従來、これを監査証明書」と呼ぶものが多数あったが、監査は客観的事実の証明ではなくして、大部分は意見の表明であるから事実の証明ではなくして、大部分は意見の表明であるから事実の証明ではなくして、大部分は意見の進步的学者は「監査意見書」と呼んでいる位である。

て次の二種がある。 者との契約如何などにより自ら相違を來すが、大体におい置を報告書は、監査の種類や利用目的の差異、或は依頼

- 昼交形式報告書(Long Form Audit Report, Long Form Report)
- ® 短文形式報告書(Short Form Audit Report, Short Form Report)

(A)

- 計算書、剩余金計算書などの諮表内部けん制組織に関する註釈書、②貸借対照表、損益

文、②經營成績、

財政狀態、

貸借対照表項目及び

- 田 短文形式報告書は、主として株主や銀行、その他債権報告書は、大体次の二項目から成立っているのが普通で表したもので、米国に盛んに用いられる。今日單に「報告れたもので、米国に盛んに用いられる。今日單に「報告報告書は、主として株主や銀行、その他債権
- ① 企業の会計処理及び財務諸表に関する意 見の表示 (監査人の監査範囲についての簡潔な陳述(範囲文節)

意見文節)

項)を監査報告書に明瞭に記載しなければならない。責任を限定しようとする 場 合に は、その事項(限定事監査人は、監査の実施叉は監査人の意見に関する自己の

なお、監査報告書については、左記著書を参照せられた

佐藤孝一著「監查報告」

近澤弘治著「監查報告書」

(a) 監查報告書記載事項 田島四郞著「監查報告書

監査実施要領第七に規定してあり、初度監査における監査報告書への記載事項については、初度

ているかどうかに関する当該公認会計士の意見。 ii)会社の会計制度が適正に確立され、且つ有効に運用され 初度監査実施要領に従って実施した場合にはその旨。 () 公認会計士が実施した監査の範囲及び手続の概要並びに

以上のようなことが記載されるのである。

監査報告書の様式

載例をもって公表した。それをあげれば次頁のようである。なる指示をなし、同協会に於て種々研究の結果、その様式を記の様式を示さず、同委員会は、日本公認会計士協会に対し必要監査報告書の様式については、証券取引委員会としては別段

ま引用させていただく。

監查概要

戦後の我が国における会計監査制度たのであるが、何せ初度監査が我が国においての始めての法定第十(監査概要書の記載事項に関する規定)に規定されておっての監査概要書の記載事項に関する規定)及び第九(初度監査における監査概要書の提出に関する規定)及び

書通ちょう」という)をもって通達公表された。
「一、「大学」という)をもって通達公表された。
「一、「大学」という)をもって通達公表された。
「大学」という)をもって通達公表された。
「大学」という)をもって通達公表された。

要と意見をなるべく詳細に記載しなければならないのである。を明瞭にして、しかも簡潔に記載するのではなくて、監査の概一監査概要書は、監査報告書のように、範囲区分及び意見区分

証券取引委員会及び被監査会社に監査概要書を提出 する.が、

しかして、証券取引委員会(現大蔵省)は、この監査概要書ついて規定したものである。「概要書通ちょう」は、証券取引委員会に提出すべき概要書に

いて、灰のように述べられており、参考になるのでそのま(註) 岩田教授は、「監査報告書」及び「監査概要書」につ正式に受理すべきか否かの判定となす資料となる。によって、当該監査証明が適正に実施されたか否かを審査し、

に添附して外部に公表するもので、 らない。 制度に関する意見を表明するため、 ころに従えば、 会計制度監査の監査報告について「準則」の規定すると 他は会社及び証券取引委員会の参考に供するもので監 この報告書には二種の別がある。一は、 公認会計士は、 、簿記会計ハンドブック、 監査を実施した結果、 監查報告書 報告書き作成せねばな 財務諸表 ば 頁 会計

事業年度 {昭和26年7月1日から } 田和26年12月31日まで } (第45期)

甲株式会社

取締役社長 乙 野 太 郎 殿

作成日 昭和27年2月20日

事務所 東京物工48円写古

野 務 所 東京都千代田区丸ノ内1丁目5番地

事務所名 丙野公認会計十事務所

公認会計士 丙 野 次 郎 卿 電話和田倉局(20)1100番

- 1. 私は甲株式会社の昭和26年7月1日から昭和26年12月31日に至る事業年度における会計制度の整備及び運用の状況を監査した。
- 2. この監査に当っては、証券取引委員会の定める初度監査の取扱要領(昭和28年 証総第199 号通ちょう)に準拠して、書類の閲覧、帳簿記録の試査、現場の視察 並びに責任者に対する質問等会社の実情にかんがみ私が必要と認めた監査手続を 実施した。
- 3. 私は、同会社の定める会計制度は会社の現状にかんがみ、一般に公正妥当と認められた基準に照して、おおむね、適正に確立され、且つ、有効に運用されているものと認めた。なお、この監査は、会計制度の整備及運用状況についてのみ必要と認められた監査手続を実施したものであるから、財務諸表についての意見を表明できない。

会社と私との利害関係

私は次の関係が特別の利害関係に該当するか否かの確定を証券取引委員会に照合した。

- 1. 私は、昭和25年10月株式会社A銀行を退職した。
- 2. 私は、A銀行所有に係るビルの一部を事務所として借用している。
- 3. 会社はA銀行から営業資金を借用している。

これに対し同上委員会より昭和26年7月10日証発500号をもって次の如き回答を受取った。すなわち、

A銀行退職前の地位、事務所の賃貸借契約が公正妥当であって、なんら、特別の利益の供給を受けていないこと及びA銀行と会社との取引額は両者の財政状態に照らして特に重要視する程度のものでないこと等により特別の利害関係に該当しない。なお、以上の関係はその後引継き変更を生じていない。

上記の通り報告いたします。

(日本標準規格B4,257×364年)

(渡辺、浅地、原、藤原共著 財務諸表規則、監査証明規則解説 P.298ョリ)

 \equiv

報告書にそれぞれ該當するものである。範囲区分および意る。この両者は通常の監査における短文形式と長文形式の査概要書という。これは外部に公表しないことになってい

意見区分においては、監査人は、所見を述べるとともに、を見区分の記載要件は、両者によって異る。監査報告書は、監査の概要と意見を記載することを建前としたものである。従って、なっている。監査概要書は、監査の概要と意見を記載することできるだけ簡潔明瞭に、監査の概要と意見を記載することを建め参考に供するため提出し、意見区分に租営する部分は会社の参考に供するため提出し、意理の概要と意見を記載することともに、

次のように規定されている。 監査概要書の取扱については、「概要書通ちょう」の前文に、政政・政政・関する指示勧告を記載するのである。

○ 監査概要書の提出命令は、証券取引委員会より直接當該

右概要書の提出期は、

被監査会社の事業年度終了後二ケ

くことにする。 この何に規定してある標準様式を参考のため次頁に示しておい 監査概要書の標準様式は別紙の通りとする。

記載し、

嚴正に保存しておかなければならない。

戦後の我が国における会計監査制度(註) 「監査概要書の取扱について」の詳細については、左

記を参照されたい。

第一号、昭和二十七年二月実稿「監査概要書の取扱について」監査、

初年度監査契約その他

監査契約(註)

(1)

はである。 一部である。 一部であり、証券取引委員会は、被監査会社と公認会計士との自監査人である公認会計士との間の自由契約に基づいて行われる監査人である公認会計士との間の自由契約に基づいて行われる 監査人である公認会計士との間の自由契約に基づいて行われる 監査となって行うのではなくして、依頼人である被監査会社と が、その

(註)「監查契約」(Audit Contract)

期間、報酬、監査の種類、範囲、監査人の冤責事項などをに、監査の種類、性質、範囲、目的などを明確に決定する必要がある。何故ならば、監査には、種類多く、またその必要がある。何故ならば、監査には、種類多く、またその必要がある。何故ならば、監査には、種類多く、またその必要がある。何故ならば、監査には、種類多く、またその必要がある。そこで、監査を開始する前に、一定が生ずるからである。そこで、監査を開始する前に、一定が生ずるからである。そこで、監査を開始する前に、一定

連合会と日本公認会計士協会の協議により規定されたのが後記初度監査を行うに際して、監査契約書その他につき経済団体

監查概要書(初度)

事務所所在地

被監査会社の商号、本店の所在地並びに支店及び工場の数

\cap	\bigcirc	И:	-	Δ,	社
\cup	\cup	体	エレ	75	仜

事業年度{昭和 年 月 日から 日まで

証券取引委員会殿

昭和 年	月	日提出
公認会計士 _		®
電話 (日本標準)	局(規格B4	、) : 257×364牦)

第一前示事項

	• 商 号	
	本店の所在地	
	支店、工場の数	
2.	会社の営む主要業務	
4.	監査の対象となった事業年度	
	昭和 年 月 月から 昭和 年 月 日に至る	
4.	監 查 従 事 者	
	監査責任者: A 公認会計士 補 助 者: B	
	(注) 1. 監査責任者をA、補助者をBの記号で表わすこととし、以下この 記号を使用すること。 2. 補助者については、公認会計士、会計士補、計理士等の資格を氏 名に冠記すること。	
5.	監査従事者と会社との利害関係	
	<u>A</u>	
	B	
	(日本標準規格B4: 257×36:!牦)	

三五

6. 監査実施の期日及び日数

							*	
			A]	В	1
		期	日	日数	期		H	日数
基礎	調査	昭和 年 月 昭和 年 月	日から 日まで	日間	昭和 年 昭和 年	月月	日から 日まで	日間
期中監査	第1回	昭和 年 月 昭和 年 月	日から 日まで	日間	昭和 年 昭和 年	月月	日から 日まで	日間
	第2回	昭和 年 月	日	日間	昭和 年 昭和 年	 月 月	日から 日まで	日間
	第3回	昭和 年 月 昭和 年 月	日から 日まで	日間	昭和 年	月	目	日間
	第4回	昭和 年 月	日	日間	昭和 年 昭和 年	月月	日から 日まで	日間
期末	監査	昭和 年 月 昭和 年 月	日から 日まで	日間	昭和 年 昭和 年	月月	日から 日まで	日間
合	計	-						

7. 監査を実施した場所、期日及び日数

場所	A	.].		В	. 1
171	期日	日数	期	日(日数
本 店: a	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで		昭和 年 月昭和 年 月	日からり日までり	日間
	昭和 年 月 日		昭和 年 月昭和 年 月	日からり日まで	日間
	昭和 年 月 日	日間	昭和 年 月	日	日間
	昭和 年 月 日から ト 昭和 年 月 日まで ト	THE H	昭和 年 月昭和 年 月	日から } 日まで }	日間
〇 〇 支 店: b	昭和 年 月 日	日間	昭和 年 月昭和 年 月	日からし日まで	日間
〇 〇 支 店: c	昭和 年 月 日から 附和 年 月 日まで	日間日	昭和 年 月	日	日間
〇〇工場: d	昭和 年 月 日	日間。日	昭和 年 月	日	日間
○○ 工 場: e	昭和 年 月 日	日間。	昭和 年 月昭和 年 月	日から } 日まで }	日間
× × ×			\$		
合 計		日間			日間

(注)場所は、本店、支店、工場等の名を具体的に記入し、a、b、c等の記号で表わすこととし、以下この記号を使用すること。

8. 監查報告書作成日 昭和 年 月 日

(日本標準規格B4 25/×364年)

第二 監査実施一覽表

(7)部門閩計算	(一経費計算	務費計	(4 材料費計算	(3)原価要素の分類	(2 原価計算の形態	(1)原価計算の帳簿及び伝票の組織	3. 原 価 計 簿	×	(13)引当金の應理方法	(12)未決算勘定の處理方法	(11)有価証券の評価	(10)經過項目の整理	(9)賃倒償却の整理	(8)減価償却の方法	(7)資本支出と収益支出の區分	(6)建穀反勘定の應理方法	(5)内部振弊利益の感題	(4)たな卸資産の評価基準	(3)たな卸資産のたな即方法	(2)壳上原価確定基準	壳上確定建	2. 会 計 手 猶	×	(8)会計にかんする報告書	(7)本店支店(工場等)間の会計組織	(6)帳簿及証ひよう書類の整理保存	(5)伝票書類の作成及び同付関係	(4)帳簿記入方法	(3)帳簿及び傳票の組織	(2)勘 矩 体 账	会計に関す	1. 会 計 組 織		k	
							- Commission of the Commission																										期日		
-	Ī					İ		-	ĺ																						Ī	ĺ	楊所		H
_																					 - 												発事者 A 無	無色の	裔
-										1																				l			机则	7:	
		Ī																						:	ĺ				<u> </u>				美数		
																		-									-					Γ	費問		闽
																						-											やの街	採	
																														-			遊田		199
	-	Γ																				1		Ì									福河		
_								-	ĺ	Ī																					[從事者		-6
_																																	規則	方	野
-																																	製火		
							 						 						<u></u>					<u> </u>									質囲 その他	拼	查
_								- -	-	_	l_								 						_	<u> </u>						L	青		
																																		離桃	

4、 郷川市は、東京を即転してお日で記べること。 4、 郷川氏、前京市場の「た庫日本る記録をもって記入すること。 5、 企事者は、前京市場の「た庫日本る記録をもって記入すること。 6、 疾程の有無側は、糸須目に関する疾程が持ちあい売かを調査し、イフ・方法の影響機に「中か記入すること。 7、 方法欄でつかっては、簡単して方法の影響機に「中か記入すること。 8. 必要と思われる参考等質は500旅に記入することとし、注番版を 台	(註) 1. 大項目の変更はできないが、小項目は例示に過ぎないので監査責任者において重要と認める項目に改めることができること。 2. 被監査会社が原価計算欠は内部監査を實施していない場合には、当該欄に該当事項なしと記入すること。 3. 毎日関係 欧本美学館・1 日日も377 キット1 (個) 10 18・10 18 10 18-20 10 18-20	(3) 財務艦表と試算表の照合 × × × ×	(2)勘 定 泰 毋	決算關係(1)試算表と帳簿の照合	\$	察	×	(5)監査の計画書及び報告書	(4)監査の同數及び期間	数国弾の	₽ >	路路路	. 內部 監查	\times	金鉛料関	務関	蘊	売製	凝え関		(1)余 鏡 虫 婆	・内部けん制組織	×	(12)一般会計との関連	(11)原価差額の處理	(10 仕掛品評価	(9)製造原価集計	(8)內部振替価格
使用やる記録を出せる記録をはませる記録をはに関する規程に関する規程にした方法の談はが続に記入した方法の談と	が、小項目は(は内部監査を)				期日常																							_
であってに入り、いからには入りにに入りにに入りるがあるからが、なからが、は、関係に、日本では、これによるに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これ	選択で過ぎない でんこう	1		1	從事者. 試查	 	-					•																-
50 July	であるには、			<u> </u> 	視察 質問	方数	-																					_
10,10-10/10, 10,10-20-10/10-20 存する場合には当該項目の有無螺に14円を記入すること。 。 在 (1), 在 (2) のように偏巻螺に記入すること。	任者において 18:10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /				その他]																					_
。, n は当該項目の (2)のよう	重要と認める 事項なしと記					M										,				·								_
10,10 - 20 - 10 / 10 - 20 の有無欄に 1 印を記入す らに備参欄に記入すると	項目に改め スすること。 スすること。				•		-																					
が 和を記入する 入すること。	ることができ 0/18-20				日本標準規制		-																					
6	8 C C C				(日本票準規格B4 257×364		_																					
					(64 粗)																							
					•						The state of the s																	

第三 会計制度に関する監査責任者の意見

監 査 項 目	意 見
1. 経理に関する規程 の整備状況	
2. 会計組織	
3. 会 計 手 続	•
4. 原 価 計 算	
5. 内部けん制組織	
6. 内 部 監 査	
7. 决 算 関 係	
総評	

三 八

- (註) 1. 各項目毎に区分して意見を述べ、特に重要と思われる事項があると きは、これを具体的に示して意見を述べること。
 - 2. 総評欄には、会計制度全体についての意見を記入すること。

(日本標準規格B 4 257×364)

戦後の我が国における会計監査制度	昭和年	数 提出期日	四、監査報告書の種類、数並びに提出期日	(7) 期末監査	(中期中監査	(1) 基礎調査	時期日数	期及び実施する	第 期 自昭和 年 月 日 事業年度	となる事業年度	九十九号通ちょう)	に手続(昭和二十六年七月二十五日、証総第百	(円) 手続 証券取引委員会の定める初年度監査の要領並び	查証明	分 目的 証券取引法第百九十三条の二による初年度の監	一、監査の目的及び適用する監査手続の基準	の通り監査契約を結ぶ。	する特別の利害関係にないことを監査受嘱者が確認した上、左	監査受囑者が監査委囑者と証劵取引法第百九十三条の二に規定	監査委嘱者〇〇〇〇と監査受嘱者公認会計士〇〇〇〇とは、	初年度会計制度監査契約書	(a) 初年度会計制度監査契約書の書式	のようなものであり、参考の為にかかげておくことにする。
二二九	嘱者 (以下甲という)	(b) 初年度会計制度監查契約約款	(氏 名)公認会計士 〇〇〇〇 面	(事務所名稱)	(事務所所在地)	受嘱者	(代表者氏名) 〇〇〇 回	(商 号)	(本 店)	委 嘱 者	昭和 年 月 日	通を保有する。	この監査契約の証として本契約書貳通を作成し、當事者各壹	「初年度会計制度監査契約約款」による。	八、この契約書に定めのない事項に関しては、本契約書別紙	(ロ) 支拂の時期及び方法	(1) 報酬金額	七、報酬の額、その支拂の時期及び方法	六、主たる監査を行う場所	右不在又は差支の場合	所属部課及び役職名	五、監査受嘱者と委嘱会社との連絡に當る会社職員の氏名、	印 監査概要書 通 昭和 年 月 日

これを乙に交付

いろ)とは、 ける。 互に協力して信義を守り、誠実にこの契約を履

たときは、

第二条 乙は、昭和二十六年七月二十五日証総第百九十九号通 法第百九十三条の二による初度監査を実施し、契約書所定の ちょうに定める初度監査の要領並びに手続に従って証券取引 を甲に提出する。 日までに右通ちょうに定める監査報告書並びに監査概要書

ぜしめないよう留意する。 を妨げ、 乙は、 乙は、監査の実施に當り、 甲の稅務、 補助者の行爲について、一切の責任を負う。 株主総会関係等の書類の準備に遲滯を生 監査のために甲の事務進行

第十条

乙が、天災事変若しくは病氣その他已むを得ない事由

第五条

乙が、監査のため甲の主たる監査を行う場所所在地以

第六条 定」による。出張費は、その必要が生じたとき支拂り。 甲が乙に支拂ら出張費の計算方法は、 公認会計士協会の協定による「初年度の監査に関する報 外に出張するときは、甲の了解を得て出張する。 甲は、 監査の実施期間中乙の執務に適する場所を提 經済団体連合会、 H 酬規 供 本

Ħ の要望事項を伝達する職員とを定める。 の諸資料の閲覧を求められたときは速かにこれに應ずる。 、 う書類、その他会社の諸規程、議事錄、諸表、諸記典、甲は、乙から監査を行うに當って必要と認める帳簿、 諸記錄

は乙から前項の諸資料につきその謄本の交付を求められ

報

を提供

且.

2

その質問事項につき主として應答する責任者と

相

によって定める。

第八条 る。 .° 答をする。 甲 iż 甲に備付けのあるものに限り、 乙の書面又は口頭による質問に 対して K

第九条 きは、 解除したときは、甲は、 甲が自己の都合により監査着手前に契約を解除 既に支拂った報酬 契約した報酬の金額を乙に支拂り。 の返還を請求しない。 また着手後に L たと

なくても契約を解除することができる。 Š によって、契約の履行が不可能または著しく困難となったと 前 は、乙は遲滯なく甲にその旨を申出で契約を解除する。 項の契約解除の事由が生じたときは、 甲は、 乙の申出が

解除の時期、監査の進行狀況その他を勘案して、 た監査着手後である場合には、 ある場合には、乙は、既に受領した報酬を甲に返還する。 前二項の場合、契約解除の事由が生じた時が監査着手 報酬の取扱については、 甲乙の協議 前 ŧ

第十一条 二項に定める特別の利害関係の有無につき、 もの以外のものと契約することがで 後任者を推薦しなければならない。 第一項によって乙が契約を解除した場合には、 申 ならびに乙は、 証券取引法第百 きる。 但し、 甲 九十三条の二の は乙の推薦した 相互に十分な情 乙は、 甲に

約を解除する。 契約後、前項の利害関係を生じ、その原因が專ら乙の側に契約後、前項の利害関係を生じ、その原因が專ら乙の側に

第九条を適用する。にある場合には、契約解除に伴う報酬の取扱いについては、契約終、第一項の利害関係を生じ、その原因が專ら甲の側対条第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

の資料を甲の委嘱した後任者に引渡す。
により乙の所有となった甲の諸規程、諸表、議事録、謄本等により乙の所有となった甲の諸規程、諸表、議事録、謄本等が十二条前三条の規定によって契約が解除された場合には、

を犯し、甲に損害を与えた場合一、乙が、公認会計士法第二十七条に定める秘密を守る義務第十三條 乙は、次の場合には甲の受けた損害を賠償する。

二、乙が第十一條に定める義務を怠り、乙の責に帰すべき理二、乙が第十一條に定める義務を怠り、乙の責に帰すべき理

場合会によって受理せられず、これによって甲が損害を受けた会によって受理せられず、これによって甲が損害を受けた二、監査報告書が乙の責に帰すべき理由により証券取引委員

(c) 初年度監查報酬規定

第

計士の行う初年度の監査が「会計制度監査準則」(以下準則(昭和二十六年証券取引委員会規則第四号)によって公認会一條 この報酬規定は、財務書類の監査証明に関する規則、

戦後の我が国における会計監査制度

成料を含めて拾七万円とする。 第二条 監査証明の報酬額は、臺事業年度につき、報告書の作をいう)に準拠して行われる場合に適用するものとする。

外に出張するときは、第二条の報酬額の外に出張費を加算する監査をうける場所が本店以外にある場合にはその所在地)第三条(監査人が、監査のため被監査会社の本店所在地(主た

交通費、宿泊料及び食卓料は実費による。

出張費は、

交通費、

宿泊料、

食卓料及び日當に分ける。

日當は、次のように定める。

日常計算の日数は、旅行のため、準則に定める期中監査日会計士補その他の職員 一日につき 二、〇〇〇円公 認会計 士 一日につき 三、〇〇〇円

ない端数は一日とする。数を超過する場合のその超える部分の日数とし、

一日に満た

監査人の事務所が本店所在地へ主たる監査をうける場所

る場合にはその所在地)を「その事務所の所在地」と讀換え会社の本店所在地(主たる監査をうける場所が本店以外にあは出張費については當時者の協議により、第一項の「被監査本店以外にある場合にはその所在地より遠隔の地にある場合

第四条 報酬の支拂方法は、當時者の協議によって定める。

ることができる。

趣 ! 谜 !	医輸 療送	電気	機	金属	第一	ガラフ	ゴ	油	化	刷	紙及	材	紡			油	石	非	金	漁	業種		-
被 器 :	展 野桃	機	械		次金	ス及び・	ム製	及びて	学	出版及	び類	及び木		料品	合	O.	炭	金	属		俎		資本金
及,	學山口	器	製	品製	展製品	土石製	品製	石炭製品	工	D.	似品	个製品	織	製	工	天然ガ	砿	属	鉱			/	並別分
製造	。 写 製 真 造	製造	造	造	製造	製品製造	造	品製造		似	製造	製		造	事	ガス生産		鉱	政人			資本金	類表
業	業	業	業	業	業		業		業				業	業	業		業	業	業	業		别	
_	=		13(1)	(1) i		Ξ	噩	_	ZZ	=	.=			=	. <u> </u>	- 1 - 1 - 2	~		Z	=	億円未	円	
												,						-			五億	三版	
1	75	29	==		-13			1	35 2	1		l	л	л	1	1		_	_	i	円未満		
																					102	五億	
_	五	=	_	1	=	=	_	_	<u></u>	1	æ	1	四	~	1	1	=	1.	=	_	円未満	円以上	
. 1	_	=	1	j	_		1	=	ıļ	. 1	=	1	==		ı	<u>[()</u>	_	1	=	_		一〇億円以上	
								**********													110		
1		1	1	1	_		1	1	=	ı		1	-	1	1	1	1	1	1	1	協円未満	五億円以上	
. <u>.</u> 1	1	l	1	1	-	l	1	-		l	ì	1	=	l	l	ì	1	l		1		二〇億円以上	
N-CO	1			1.	_		1	1	l	1	1.	1	1	ŀ	1	1	1	1	1	1	三〇億円未満	1〇億円以上,二五億円以上	
1	1		1	1	=	1	1	1	l	1	1	1	1	1	1		ì	l	1	1		1	
			=		四								, 350						,				
=	1	Ħ		<u>₹</u>		Ŧ	ш	-=	七四	==	110	=		己	=		=	=	=	ZG	計	-	

前		他に	映画	眏			通	倉	航	水	道	道		不	保	証		各	特		そ
回	合	分類	以外		館貸	• 光					路	路	方鉄			券	助的	種			0
٤		25	の興		間	及			空		貨	捻	 並	番		及	金融	商	殊	般	他
の		れない	業娛		下宿	び	/	min:	Noor	Veer			業	260	77	び	融業		Arm.	ten	
増		い専門	樂劇	画	業そ	動	信	庫	連	連	物	客	及		険	商	及び	딞	训	卸	0
減		門サ、	縳		の他	力供			輸		運	運	び軌	産		品取	金融	小	売	売	製
比	計	サービー	及び附隨事業		宿	給給			1100		送	送	道			引	阩	売	, .	_	造
較		ス 業	事業	業	泊所		業	業	業	業	業	業	業	業	業		帯業	業	業	業	業
+								-													
1	元	1	1	껃말	. 1	1	1	1	_1_	1	1	_1_	_	区型	1	1	1	=	1	=	1_
+		,	1			,	,			1			,		1	,			1		1
1) moi	_,_	_1	=		1	_1_	1	_1_	_1_	-,-	_1_	_ 1_		_ \ _	_	_ 1 _	><	_ _	1	-,-
十四三	3		1_	_1_	_	Ju	=	==		兲			三	ブロ	L	1	_]	1	9	1
+	豎																,				$\overline{\Box}$
362	<u></u>	_1_	_l_	__			1	1					l	_l_	1_	_1_			_l_	_	J
+11		1	_l_		1_	_l_	_1_	1_		=	1		_1_	_1_	1	_1_			_1_	=	1_
+							-														
=+	七		1_			æ		1		_		l_	_l_	=					1	_ļ_	
+			1		_]_			1_	_1_	_l_	_1_			_l_			_1_	_l_	_l_		
- L	≡							1	1_					1	*	_		_l_	_		
4		1		1		_1_	1		1_	_l_	1_	1_	1		1	1	1_	<u>l</u>	1	_1_	_1_
+	<u>=</u>	1_	1	_1_		1_	_1_	_l_	1		_l_	_l_	l	1_]_	1			1_	
1_		1.	1_	1	_1_	1	1	1_	_l_	__	_l_	_l_		1_]_	_l_	1_	1	_1_	1_	_1_
+	35.	_1		1_	_l_	1	__	__	1	=	__	1	1		-1_	<u>u-c</u> _	_l_	1	_1_		_1_
+	==	__	1_	__	_1_		1	_1_			_l_	_1_			1_	_ _	_l_	_1_	_ _	_	1_
_	125	1	1	1	1	.1	1.	1	1	1	1	1	ľ	_	1	1	1	1	1	1	1
+	元	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	.	1		ì
+	番七	•	. •	_•	•		- '	-•	_'	'	-•-	•	•		•		•		•	-	<u>-</u>
101	9	-		25_	==4	Æ	==	Ħ		<u>==</u>			三	+	*	35	=	プロ	==	Ξ	9

	,	,													1
增前合 滋和奈兵京大	近	増前	了合										北	北	Ę
減回	畿	減回	1										海	海	
比と ^W 較の計 賀山良庫都阪	財	比と較の											道	道	地域
製の計 負田及単部級		戦V) p										.但	財	別
+ = = == +u	務	+												務	分
+ 1回 20(1) 元(日) 元(日) 元(日) 元(日) 元(日) 元(日) 元(日) 元(日	局		-1-							,			-1-3	局	類
山広岡島鳥	中							妇	.1.		エレ	щ			表
山区凹面局	-							福	Щ	酉	秋	石	月	東	
	国							, e						北	
口島山根取	財							島	形	城	田	手	森	財	
	務	+												務	
	局	'												局	
= +=	1	=	*	-				=			=		_		
高愛徳香	四			長	Щ	神	東	于	埼	群	栃	茨	新	関	
	国					奈								東	
知媛島川	財			野	梨	Ш	京	葉	玉	馬	木	城	潟	財	
	務											-		務	
+	局	+	11100				元							局	-
<u>-= = =</u>		益	<u> </u>	_	=	\equiv	<u> </u>		1			_l_	=		
長佐福	北									Ξ	岐	静	愛	東	
	九													海	
崎賀岡	州									重	阜	岡	知	財	
1000	財	·										1. 3		務	
	務	+	≡									Tarres.		局	
1= 11=	局	352	三 (1)		-					=		#(1)	灵	/EU	٠.
鹿熊宮大		7.									福	富	7:		
	南										THI	Ħ	11	北	
児	九州	1												陸	
島本城分	財										并	Щ	Ш	財	
	務											-		務	
+	局	+												帰	
		<u> </u>	=								=	35;	[ZS]		ļ

計

五.

四七社

· 三 页

前回との増減比較	合計	他に分類されない専門サービス業	映画以外の與業娛樂劇場及び附隨事業	画	館貸間下宿業その他宿	及び動力	信	庫	空運輸	運	路貨物運送	路旅客運送	方鉄道業及び軌道	動	険	券及び商品取引	助的金融業及び金融附帯	商品	殊卸売	般卸売	の他の製造
1 + 三	一部(分)			=		Z9	=	=						Œ							
+ 元	七九	1	1	=	1	=	1	1	1.	Ju	. 1	1	-E		1	1	1	=	ì	29	1
+ ====================================	00	1	` I	1	1	29	1	ì	1	[ZS]	1	1.	四	_	:	 	1	1	1	1	1
+1%		1.	1	1	1	=	1.	1	- 1		1	1.	_=		1	1	1	1	1	1	1
+ +	=	1	1	1	l		1	1	1	=	1	1	1	1	J	1	1		ĺ	1	-1
+	-13	1	1	1	1	-	1	1	1	ì	1	. 1	l	1	i	1	1	1	ŀ	l	· 1
+	===	1	1	1	1	l	1	1.	1.	. 1	ı	1	l	ļ	<u>l</u>	1	ì	1	ţ	1	1
+	NZ.	1	i	1	1	1	1:	1	- 1	1		1	1	1	1	1	١	1	1	1	1
+ 101	新四七(九)		•4	~	===	35.	==						Z	E	~	35.		Ju.			1(1)

二

決算期別分類表

先 () () () () () () () () () (* 種 別 決算期 !
	七一 月月
11-811111111	八二 月月
	九三月月
x = z z = hu z - -	月月
100000000000000000000000000000000000000	二五 月月
-= = = 0 - * 7 -	三六月月
111111111111111	月 月
	三月五月
	一六月
	七月九
	九月10日
	10月
111111=1-1-1-=11111	
三八〇〇二年 中	計

三三六

(第1表)

公認会計士が監査契約した会社数

被監査会社数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1.0	12	1.4	1.6	29	計	478.
会計士数	69	43	25	10	2	5	3	2	2	1	4	2	1	1		167.

(註) 平均スレバ、会計士1人平均3社トナツテイルガ、数値ノ分布度カラ推シテ1人平均2社ト見ルベキデアロウ。 上記表中ニハ、2人以上ノ公認会計土ガ共同契約シテイルモノ12名(会社数18社)ヲ含ム。

監査補助者の監査従事状況

(第2表) 監査補助者の従事人員数により区分した会社数

補	助	者	数	0	1	2	3	4	6	8	計
被	監査	会社	数	102	322	41	10	1	1.		478

(註)上記表中、6人、8人ノ補助者ヲ使用シタモノハ、外資ヲ導入シタ被監査会社ニオイテ正規ノ財務監査ヲ行ツタ特例ニ属スル。補助者ヲ使用シナカツタ公認会計士(監査責任者)ハ44人アツタ。

(第3表)

監査補助者の資格別従事状況

					IIIII 1 - X											
資格	被監 S区分	查会	社数	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	т1.	計	
公	認会	計	士	4:7	26	7	4	6	0	1	1	1	1	2	95	
会	計	士	補	39	21	5	3	1	2	0	0	0	0	0	71	
計	理		士	20	8	2	0	0	0	0.	0	0	0	0	30	
そ	の		他	37	2	4.	2	0	0	0	0	0	0	0	4.5	
		計		14.3	57	18	9	7	2	1	1.	1	1	2	241	

(註) 但シ、上記表中ノ補助者トシテノ公認会計士 95 名中ニハ、第1 表ニ示ス監査責任者トシテ従事シテイルモノガ 27 名含マレテイル。

(参考図)

(昭和27年7月末現在)

	公	認	会	計	士	の	現	在	数,調	
公		認		有	資	格	者			693名
会	計	士		開	業	登 録	者			625名
会	計士	補		有	資	格	者			538名
	п Т	JH1		登		録	者			241名
外公	認会計	国士				,			-	9名
計	理 士	名								4,164名

(2) 法定監查対象会社

おるので参考のために掲げておく。昭和二十七年七月三十一日現在の法定監査対象会社についての調査が、大蔵省理財局証券第一課(監査係)より発表されての場合が、大蔵省理財団がある。

伝定監查対象会社

大蔵省理財局証券第一課(監査係)「昭和二十七年七月三十一日現在」

本表の作成方法

有価証券の発行会社又は上場有価証券の発行会社で資本金となる会社(証券取引法第四条による届出の効力の生じた一、本表は昭和二十七年七月末現在における法定監査の対象

として示したものである。 取引法第四条による届出の効力の生じていない会社を内書二、各表中括弧数字は上場有価証券の発行会社であって証券

四七八社である。

一億円以上のもの)の集計を示す。

募集が既に完了しているものと見做して調査した。法第四条による届出の効力の発生したものについてはその三、会社の資本金は昭和二十七年七月末現在までに証券取引

六、業種別分類は日本標準産業分類の中分類によった。互銀行」に改組されたため対象会社中より除外された。五銀行」に改組されたため対象会社中より除外された。九月三十日現在の会社数との比較を掲げたものである。四、各表中「前回との増減比較」は前回調査時昭和二十六年四、各表中「前回との増減比較」は前回調査時昭和二十六年

初年度監査従事者に関する調査事項

(3)

ていない)の監査従事状況について、これ又、大蔵省理財局証査責任者(当該公認会計士)及び監査補助者(資格は限定され年度における監査状況について、すなわち、監査に従事した監るような監査契約を結び、監査が行なわれたのであり、その初初年度において、公認会計士と被監査会社との間に、前述せ

②の法定監査対象会社の表にあるように、昭和二十七年七(註) 監査、第三卷第五号、昭和二十七年十一月

しておられるので、これも参考のために引用させていただく。

券第一課において調査し、明治学院大学教授、

渡辺実氏が公表

六九社があったため、調査の対象となった被監査会社数はその中監査契約未締結の会社及び契約狀況不明の会社合計月三十一日現在の被監査会社総数は、五四七社であるが、

次号にゆずることにする。 (未 完)監査」以下の説明に入るわけであるが、紙幅の関係上、以下はに実施されたかを相当詳細に解説したのであり、次に「次年度以上が、大体初度監査とはいかなる監査であるか、またいか

の諧論稿に負うところ極めて多い。

及び明治学院大学教授、

企業会計審查員渡辺実教授

(追記)

初年度監査の解説に當っては、一橋大学教授岩田巖

九五五•二•一四)